


堺市公報 第288号	令和5年11月10日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<p><告示></p>	
○令和6・7・8年度における建設工事等に係る入札参加資格等について	
【財政局契約部契約課】	3
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定	

について

- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 14
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について
- 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 15
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退について
- 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 16
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定の辞退について
- 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 16
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について
- 【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について
- 【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 18
- <公告>
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
- 【ICTイノベーション推進室】…………… 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
- 【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 19
- 都市計画法に基づく工事の完了について
- 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 21
- 都市計画法に基づく工事の完了について
- 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 22
- 都市計画法に基づく工事の完了について
- 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 22
- 都市計画法に基づく工事の完了について
- 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 23
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け

る調達契約に係る落札者等について

【会計室出納課】 23

告 示

堺市告示第397号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び施行令第167条の11第2項の規定に基づき、令和6・7・8年度において本市が発注する建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものを除く。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるための申請期間、申請に必要な書類等を定めたので、施行令第167条の5第2項（施行令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 競争入札に参加できない者

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加できない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 本市の入札及び契約等において次のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していないとき、その者は競争入札に参加できない。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の

品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 前のアからカまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条の2に規定する入札参加除外者又は同要綱第5条第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 競争入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに掲げる要件を備えている者でなければならない。

ア 資格審査基準日（定期申請及び追加申請における各申請期間の末日とする。以下同じ。）現在において、競争入札に参加を希望する堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定。以下「登録要綱」という。）別表第1又は別表第2に掲げる業種の属する区分について引き続いて1年以上その営業を行っていること。

イ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 本市が課税する市税を滞納していないこと。

(2) 次のアからオまでに掲げる契約についての競争入札に参加しようとする者は、各契約に掲げる要件を備えている者でなければならない。

ア 工事の請負契約

- ・競争入札に参加を希望する業種（以下「希望業種」という。）について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていること。
- ・希望業種について資格審査基準日現在において、1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項の審査を受けており、かつ、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知（以下「有効な経審」という。）を受けていること。
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったこと

届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。

イ 測量業務の委託契約

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。

ウ 建築に係る設計又は監理業務の委託契約

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。

エ 地質調査業務の委託契約

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定に基づく登録を受けていること。

オ コンサルタント業務の委託契約

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定に基づく登録を受けることができるコンサルタント業務の委託の場合には、それぞれ当該各条の規定に基づく登録を受けていること。

3 入札参加資格審査を受けるための申請

(1) 申請時期等

ア 定期申請時期

- ・令和5年12月1日から同月25日まで（なお、堺市電子登録システムの稼働時間は、土曜日、日曜日を除く、午前8時から午後8時まで。）

イ 追加申請時期

- ・令和6年6月3日から同月28日まで
- ・令和6年12月2日から同月24日まで
- ・令和7年6月2日から同月30日まで
- ・令和7年12月1日から同月24日まで
- ・令和8年6月1日から同月30日まで

（なお、堺市電子登録システムの稼働時間は、土曜日、日曜日を除く、午前8時から午後8時まで。）

(2) 申請方法

インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力・送信した後、速やかに次の(3)に定める書類を次の(4)に提出しなければならない。

「電子登録システム関係」 ページのアドレス

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/touroku/index.html>

(3) 提出書類

必要に応じて、次の書類を提出しなければならない。

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、登記簿謄本又は誓約書
- イ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- ウ 納税証明書
- エ 同意書
- オ 希望業種に係る許可又は登録を証明する書類
- カ 登録要綱別表第1又は別表第2に掲げる業種の属する区分に係る1年以上の営業を証明する書類
- キ 使用印鑑届又は使用印鑑届兼委任状
- ク 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入を確認できる書面
- ケ 営業所所在地等報告書兼調査同意書
- コ その他市長が必要と認める書類

(4) 提出場所

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所財政局契約部契約課

4 有効な経審がない者が行った申請の取扱い

工事の請負契約に係る入札参加資格審査の申請のうち、有効な経審を受けていない者が行った申請については、有効な経審に係る資格以外の資格の審査を行い、当該資格を有すると認めた場合、当該申請の受理を保留とし、当該申請を行った者に対し、保留にする旨、保留理由及び保留期限について通知を行い、その後、保留期限内に有効な経審を受けたことが確認できた時点で当該申請の受理を行う。また、保留期限内に有効な経審を受けたことが確認できなかった者については、当該申請を無効とし、無効とする旨の通知を行う。

5 その他

- (1) 特例政令の適用を受ける建設工事等の調達契約の締結が見込まれるときは、当該契約に係る競争入札に参加することができる資格の審査を受けるための要件、申請方法等の必要な事項を当該契約の締結が見込まれる年度ごとに別に定める。
- (2) 審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者についても、個別の一般競争入

札に参加するためには、堺市建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成20年制定）に基づき当該一般競争入札ごとに定める、所在地要件及び希望業種等の入札参加資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）の審査を受けるための申請をしなければならない。なお、入札参加資格要件及び審査を受けるための申請方法等については、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第8条に規定する公告において定める。



堺市告示第398号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次の業者を中区役所市民課他における各種証明書発行手数料等の徴収に係る指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永藤英機

中区役所市民課他における各種証明書発行手数料等の徴収に係る指定納付受託者（指定日令和5年10月30日）

指定納付受託者の名称	事務所の所在地
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5番15号



堺市告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
小川内科	堺市東区菩提町4-1-6	令和5年10月1日
ところ内科クリニック	堺市東区野尻町525	令和5年10月1日
つくのすえまつクリニック	堺市西区津久野町1-20-1 津久野メディカルビル3階	令和5年10月1日
医療法人まぶたラボ ひふみるクリニック	堺市中区新家町589-10	令和5年9月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
医療法人精良会 せこぐち歯科クリニック	堺市西区神野町2-22-3	令和5年10月1日
医療法人 上野芝はやし歯科	堺市西区神野町2-21-22 パルファン神野1階	令和5年9月1日
医療法人 きたざわ歯科クリニック	堺市東区北野田1-1 ヴェリテ北野田駅前プラチナム1階101号室	令和5年9月1日
医療法人 スマイルデンタルクリニック	堺市中区新家町589-1	令和5年9月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
しろくま薬局 初芝店	堺市東区野尻町325-5	令和5年10月1日
スギ薬局 在宅調剤センター堺店	堺市中区堀上町123-1 サンヴィレッジ上野ビル5 1階	令和5年10月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日

栄友社訪問看護ステーション	堺市南区若松台2-1-4-108	令和5年10月1日
コーナン訪問看護ステーション	堺市北区南花田町258-2 金岡研修センター3階	令和5年10月1日
訪問看護ステーションアイリス	堺市堺区栄橋町1-5-6-503	令和5年10月1日
訪問看護ステーションここいろ	堺市西区浜寺船尾町西2-91-11	令和5年10月1日
シャークハートケア訪問看護	堺市北区北花田町1-10-39	令和5年9月13日

堺市告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
ひふみるクリニック	堺市中区新家町589-10	令和5年8月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
スマイルデンタルクリニック	堺市中区新家町589-1	令和5年8月31日

上野芝はやし歯科	堺市西区神野町2-21-22 パルファン神野1階	令和5年8月31日
きたざわ歯科クリニック	堺市東区北野田1-1 ヴェリテ北野田駅前プラチナム1階101号室	令和5年8月31日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
ビルド訪問看護ステーション	堺市堺区中瓦町1-4-28	令和5年8月1日
訪問看護ステーションあいしん	堺市堺区車之町西2-2-32 ロイヤルコートビルⅢ-403	令和3年11月30日

堺市告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防通所リハビリテーション	公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	令和5年10月1日
介護予防居宅療養管理指導	公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	令和5年10月1日
介護予防訪問リハビリテーション	公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	令和5年10月1日

介護予防訪問看護	公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	令和5年10月1日
通所リハビリテーション	公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	令和5年10月1日

堺市告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	小川内科	堺市東区菩提町4-1-6	平成20年5月8日
訪問リハビリテーション	小川内科	堺市東区菩提町4-1-6	平成20年5月8日
訪問看護	小川内科	堺市東区菩提町4-1-6	平成20年5月8日
訪問リハビリテーション	吉川医院	堺市西区草部1413	令和5年6月26日
訪問看護	吉川医院	堺市西区草部1413	令和5年6月26日
居宅療養管理指導	吉川医院	堺市西区草部1413	令和5年6月26日

訪問介護	槇塚荘ホームヘルパーステーション	堺市南区逆瀬川1038-2	令和5年8月31日
------	------------------	---------------	-----------

堺市告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
特定介護予防福祉用具販売	株式会社フロンティア堺営業所	堺市中区深井水池町3085-1	堺市中区深井中町509-2	令和5年7月18日
特定福祉用具販売	株式会社フロンティア堺営業所	堺市中区深井水池町3085-1	堺市中区深井中町509-2	令和5年7月18日
介護予防福祉用具貸与	株式会社フロンティア堺営業所	堺市中区深井水池町3085-1	堺市中区深井中町509-2	令和5年7月18日
福祉用具貸与	株式会社フロンティア堺営業所	堺市中区深井水池町3085-1	堺市中区深井中町509-2	令和5年7月18日
特定介護予防福祉用具販売	リブライフケアサポート	堺市中区大野芝町307-2	堺市中区新家町559-6	令和4年10月11日
特定福祉用具販売	リブライフケアサポート	堺市中区大野芝町307-2	堺市中区新家町559-6	令和4年10月11日
介護予防福祉用具貸与	リブライフケアサポート	堺市中区大野芝町307-2	堺市中区新家町559-6	令和4年10月11日

福祉用具貸与	リブライフケア サポート	堺市中区大野芝町3 07-2	堺市中区新家町559 -6	令和4年10月 11日
特定介護予防 福祉用具販売	福祉用具 悠ケ ア	堺市西区鳳南町5 -642-11	堺市西区上630-11	令和5年8月 1日
介護予防福祉 用具貸与	福祉用具 悠ケ ア	堺市西区鳳南町5 -642-11	堺市西区上630-11	令和5年8月 1日
福祉用具貸与	福祉用具 悠ケ ア	堺市西区鳳南町5 -642-11	堺市西区上630-11	令和5年8月 1日
特定福祉用具 販売	福祉用具 悠ケ ア	堺市西区鳳南町5 -642-11	堺市西区上630-11	令和5年8月 1日
介護予防訪問 サービス	ケアステーショ ンこころ	堺市西区上187-13 FANFANK AMI102号	堺市西区上630-11	令和5年8月 20日
訪問介護	ケアステーショ ンこころ	堺市西区上187-13 FANFANK AMI102号	堺市西区上630-11	令和5年8月 20日

堺市告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
-----	------	-----	-------

岩井 拓馬	D o N鍼灸院	堺市中区土師町5-1-5	令和5年10月1日
-------	----------	--------------	-----------

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
青木 滉矢	岸和田まるまる 針灸接骨院	岸和田市土生町2-32-39 イオンスタイル東岸和田 2階	令和5年9月25日
山下 裕史	ひなた鍼灸院	堺市西区草部1085-8 浦 田ハイツ102	令和5年9月23日
岩井 拓馬	D o N鍼灸院	堺市中区土師町5-1-5	令和5年10月1日
西河 俊輔	ひなた鍼灸院	堺市西区草部1085-8 浦 田ハイツ102	令和5年9月23日
宮角 和之	ミヤカド鍼灸院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおとり2F	令和5年10月2日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
青木 滉矢	岸和田まるまる 針灸接骨院	岸和田市土生町2-32-39 イオンスタイル東岸和田 2階	令和5年9月25日
鈴木 陽太	岸和田まるまる 針灸接骨院	岸和田市土生町2-32-39 イオンスタイル東岸和田 2階	令和5年9月25日
長谷川 聖	鳳整骨院	堺市西区鳳東町3-248-3	令和5年10月3日
宮角 和之	ミヤカド整骨院	堺市西区鳳東町4-354-1 プリモおとり2F	令和5年10月2日

堺市告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」

という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
下之坊 厚郎	まつかわ鍼灸院	堺市西区上470-3	令和2年11月30日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
宮角 和之	ミヤカド鍼灸院	堺市西区浜寺石津町中2-6-9-202	令和5年10月1日
下之坊 厚郎	まつかわ鍼灸院	堺市西区上470-3	令和2年11月30日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
宮角 和之	ミヤカド整骨院	堺市西区浜寺石津町中2-6-9-202	令和5年10月1日

堺市告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
ウエルシア薬局 堺百舌鳥梅町店	堺市北区百舌鳥梅町1丁7番1	薬局	令和5年11月1日
スギ薬局 堺大野芝店	堺市中区大野芝町23番地1	薬局	令和5年11月1日

~~~~~

堺市告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名  | 医療機関所在地                     | 種別 | 辞退年月日      |
|--------|-----------------------------|----|------------|
| すずらん薬局 | 堺市堺区南旅籠町西2-3-20 ホワイトオーキッド1階 | 薬局 | 令和5年10月31日 |

~~~~~

堺市告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（更生医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	辞退年月日
社会医療法人頌徳会 日野病院	堺市東区北野田626番地	腎臓に関する 医療	令和5年10月21日

堺市告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
小川内科	堺市東区菩提町4-1-6	病院・診療所	令和5年10月1日
スギ薬局 在宅調剤センター堺店	堺市中区堀上町123-1 サンヴィレッジ上野ビル5 1階	薬局	令和5年10月1日
しろくま薬局初芝店	堺市東区野尻町325-5	薬局	令和5年10月1日
コーナン訪問看護ステーション	堺市北区南花田町258-2 金岡研修センター3階	訪問看護	令和5年10月1日
訪問看護ステーション ぽの	堺市中区土師町5-21-2 メゾンハイツ信208	訪問看護	令和5年10月1日
訪問看護ステーション アイリス	堺市堺区栄橋町1-5-6 -503	訪問看護	令和5年10月1日

訪問看護ステーション ここいろ	堺市西区浜寺船尾町西2-91-11	訪問看護	令和5年10月1日
--------------------	-------------------	------	-----------

堺市告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年11月10日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
ウエルシア薬局 堺美原店	堺市美原区黒山11-1	薬局	令和5年10月1日
あんど訪問看護ステーション	堺市南区高倉台2-5-10	訪問看護	令和5年10月1日
T・ルーツ訪問看護ステーション	堺市西区鳳中町3-61-13 三久ビル201・202	訪問看護	令和5年10月1日
ネットワークナース訪問看護ステーション	堺市中区深阪2-9-2	訪問看護	令和5年10月1日

公 告

堺市公告第649号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
第三期情報システム統合基盤機器賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
ICTイノベーション推進室
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 関西支店
執行役員関西支店長 小川 成子
大阪府大阪市西区阿波座2丁目1番11号
- 5 落札金額
¥12,417,900－（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年6月30日

~~~~~  
堺市公告第650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次の

とおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ美原店  
堺市美原区太井586-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

アー克蘭ズ株式会社  
代表取締役 坂本 晴彦  
新潟県三条市上須頃445番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ホームセンタームサシ美原店

(変更後) ホームセンタームサシ美原店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 アークランドサカモト株式会社

代表者 代表取締役 坂本 雅俊

所在地 新潟県三条市上須頃445番地

(変更後) 名 称 アークランズ株式会社

代表者 代表取締役 坂本 晴彦

所在地 新潟県三条市上須頃445番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 アークランドサカモト株式会社

代表者 代表取締役 坂本 雅俊

所在地 新潟県三条市上須頃445番地

(変更後) 名 称 アークランズ株式会社

代表者 代表取締役 坂本 晴彦

所在地 新潟県三条市上須頃445番地

4 変更年月日

(1) 令和5年10月13日

(2) 令和4年9月1日 ほか

(3) 令和4年9月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年10月17日

堺市公告第651号

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区上之787番1及び787番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区御池台五丁2番6号

社会福祉法人堺あけぼの福祉会

理事長 但馬 秀樹



堺市公告第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市美原区平尾2356番及び3300番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市美原区平尾2600番地1
浦野 英幸



堺市公告第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区百舌鳥本町一丁17番1及び17番4から17番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区百舌鳥梅北町四丁236番地2 カームコーポ

有限会社スタイラス
代表取締役 酒巻 博之

~~~~~

堺市公告第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区槇塚台二丁7番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

~~~~~

堺市公告第655号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

堺市財務会計システム再構築業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
会計室出納課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 関西公共第二ビジネス部
部長 山本 一之
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 落札金額
¥726,000,000- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年7月21日